

令和2年皆野町農業委員会第8回定例総会議事録

1. 開催期日 令和2年8月24日(月)
2. 開催場所 皆野町文化会館 3階 A会議室
3. 開議時刻 午後 2時30分
4. 閉議時刻 午後 3時30分
5. 宣告者 皆野町農業委員会長 浅見 寿太郎
6. 委員出席状況

農業委員：出席者：14人・欠席者：0人

推進委員：出席者：4人・欠席者：1人

番号	氏名	備考	番号	氏名	備考
1	横田和子	出席	11	門平喜良	出席
2	野澤辰雄	出席	12	高橋健一	出席
3	浅見寿太郎	出席	13	新井義虎	出席
4	黒澤一雄	出席	14	大濱英一	出席
5	小池幹夫	出席	皆野	田島武正	欠席
6	長島徳治	出席	国神	土屋貞夫	出席
7	齊藤三恵子	出席	金沢	田中輝雄	出席
8	葦原義人	出席	日野沢	高橋清勝	出席
9	四方田順造	出席	三沢	扇原久栄	出席
10	門平眞一	出席			

7. 会議に付した議案

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見について

4件

8. 事務局 玉谷泰典、井上裕太

9. 会議の概要

浅見会長
あいさつ

皆さんこんにちは。説明会に続きましてお疲れ様です。
ちょうどぶどうが一番忙しい時期です。心配しておりましたコロナの影響もなく、ここ数年では一番忙しい日々になってしまいました。自分の体調が心配になるくらいですが、皆さんも体調にはご留意いただき、それぞれの活動を頑張ってください。
今回で第8回目になります。スムーズに進むようにご協力をよろしくお願いいたします。

事務局

大変ありがとうございました。それでは、議案に入りたいと思います。
議長を皆野町農業委員会会議規則第4条に基づき、浅見会長お願いいたします。

浅見会長

ただ今の出席委員数は18名です。
定足数に達しておりますので、これより令和2年皆野町農業委員会第8回定例総会を開会いたします。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。
なお、本日の会議に欠席の届出は、皆野区域担当、田島武正委員、1名でございます。
次に議事録署名人に、
三沢区域担当、扇原久栄委員
1番、横田和子委員をご指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

出席委員

(異議なしの声あり)

浅見会長

ご異議ないものと認めます。よって、議事録署名人に、
三沢区域担当、扇原久栄委員
1番、横田和子委員をお願いいたします。
議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について4件を議題といたします。
番号1について審議いたします。
事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農地利用最適化推進委員として、国神区域担当の、土屋貞夫委員に

対象農地の状況について説明を求めます。

国神区域担当
土屋委員

19日に小池委員、事務局と現地を見て参りました。

場所については、〇〇〇の下に町の施設の〇〇〇がありますが、〇〇〇前の〇〇〇を〇〇方面に300m先の右側に〇〇〇という会社があります。その会社の手前30mくらいのところを荒川の方に下って行く道がございます。〇〇〇に平行した道になりますが、南側が荒川になります。

申請地は最近まで作物が栽培されていた様子ですが、今は草が生えておりました。太陽光の設置で、近隣農地の同意は得られているとのこと。ただ、現地の西側に住宅があります。細い道を隔てておりますし、太陽光も南向きになりますので住宅への被害は無いと思われまます。ご審議の程お願いいたします。

浅見会長

農業委員として、地区担当の5番、小池幹夫委員も農地の状況確認に同行されていると思いますが、補足することはございますか。

5番
小池委員

土屋委員の説明どおりで何ら問題ないと思います。よろしくご審議の程お願いいたします。

浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、これより採決いたします。

本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。

番号2について審議いたします。

事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

事務局より説明がありましたが、田島委員より欠席の申出がありましたので農業委員として、地区担当の7番、齊藤三恵子委員に対象農地の状況について説明を求めます。

7番
齊藤委員

18日に事務局と現地を見て参りました。
場所は、〇〇の交差点を〇〇〇に行く手前を曲がり、その道の二つ目の角を右に曲がって線路側の場所になります。
写真のとおりですので大丈夫だと思います。審議の程よろしく願います。

浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。

1番
横田委員

追認申請とのことですが、転用理由は申請した方が手続きをしていなくて今回正式に申請したのだと思いますが、譲渡人の理由書みたいなものは付いていますか。

事務局

始末書をいただいております。譲受人の始末書の内容を記載しています。それ以外に譲渡人からも顛末書いただいておりますので読み上げます。

譲渡人たる私こと〇〇〇〇は本件申請地の所有者であるとともに、申請地の隣地の所有者です。

〇〇〇の土地は登記地目上、畑であり、昭和〇〇年〇月〇〇日付で住宅敷地の目的で許可を取得しております。前記の許可は私ではなく、亡き父の〇〇〇〇が自家用住宅目的として許可を取得しましたが、許可日の直前である昭和〇〇年〇月〇〇日に死亡したため、計画が頓挫し、今日まで住宅は建てられておりません。今日現在の利用形態としては周辺の建物所有者のための進入路として使用されています。また、昭和〇〇年に前記の土地を分筆し、今回の申請地である〇〇〇の土地及び〇〇〇〇の土地が誕生しました。

今般、本件土地について譲受人たる〇〇〇〇に土地を売却することとなり、所有権移転を目的とする農地法第5条第1項の許可申請手続きを検討した際にこのような事実を認識しました。本件農地転用許可とは別に、前記〇〇〇〇の土地の不備を是正したいと考えておりますので、どうかこのたびに限り、寛大なご処置を賜りたく、ここにお願い申し上げます。

以上が付けられていますが、内容が複雑なので補足させていただきます。公図をご確認ください。中心部分に〇〇〇〇があると思います。元々こちらと申請地は一緒の土地でした。昭和に転用の許可を取って

いましたが、先ほどの内容のとおり申請人が直ぐに亡くなってしまった。許可は取っていたが、内容どおりに履行できなかったため農地として残ってしまっている。それにも関わらず隣の人に貸してしまった。ですので、住宅として許可を取ったが目的どおり履行されなかったため、〇〇〇と〇〇〇について追認ですが許可をいただきたいとのことです。他の土地についても、農地転用が履行されていないので、是正を検討していくとの記載もございます。

私の説明も分かり難い部分があったかと思いますが、今回は駐車場として借りてしまっていた始末書と今までの土地の経過を記載した顛末書を両者からいただいております。

1 番
横田委員

ということは、既に畑ではなく、転用されている、許可を受けている土地ですね。

事務局

許可を取っていたが、住宅目的で取っていて目的どおり使われていなかった。

1 番
横田委員
事務局

目的外使用のため取り直しているということですね。

そうです。農地転用許可が目的どおり履行されていなかったのが農地として残っていたと考えられる。ですので、是正で出し直してもらった形になります。

1 番
横田委員
事務局

一度許可を受けていても目的が変わると再度必要なのですか。

本来であれば許可を取り消し、畑として戻っているケース。目的どおりに一度でも住宅が建っていた実績があれば、農地法の対象とならないと思います。事前に県とも相談しましたが実績がないため今回の申請となりました。

浅見会長

他に質疑がございますか。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、これより採決いたします。

本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。
よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。
番号3について審議いたします。
事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農業委員として、地区担当の11番、門平喜良委員に対象農地の状況について説明を求めます。

11番
門平委員

番号3について説明申し上げます。8月17日に事務局と二人で申請地の確認に行き参りました。

場所は、〇〇〇の信号を〇〇方面に200mくらい進みますと〇〇〇があります。そこを上がったところです。申請地との文字があるところが、毎年農業委員会で〇〇〇を実施しているところになります。その土地の西側になります。

現在は草刈りがされ、きれいになっています。個人住宅ですので、周りに問題ないと思います。よろしくご審議の程お願いいたします。

浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、これより採決いたします。
本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席委員

(委員の挙手)

浅見課長

挙手委員が多数と認めます。
よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。番号4について審議いたします。
事務局に議案の朗読をさせます。

事務局

(事務局朗読)

浅見会長

農業委員として、地区担当の4番、黒澤一雄委員に対象農地の状況について説明を求めます。

4番
黒澤委員

番号4について説明いたします。8月17日に事務局と現地を視察してきました。

案内図をご覧ください。〇〇〇と〇〇〇の間の一区画中の敷地です。前の〇〇の〇〇〇〇さんの自宅と同じ区域にあります。

入口がなく、4m以上の公道に面していない土地ですが、既存の駐車場と接しておりますので、その辺は計画図を見ると今までの駐車場から入るようになっているようです。

現況写真を見ると、〇〇〇の木は全て抜根されておりました広い良い土地だなと思います。

地域の住宅も昔から住んでいる方が殆どですので、駐車場であれば問題ないと思います。よろしくご審議の程お願いいたします。

浅見会長

これより本件に対する質疑を行います。

出席委員

(なしの声あり)

浅見会長

質疑がございませんので、これより採決いたします。

本件は、許可相当の意見を付して県知事あて進達することを可とする委員は挙手をお願いします。

出席院

(委員の挙手)

浅見会長

挙手委員が多数と認めます。

よって、本件は許可相当の意見を付して県知事あて進達することに決定いたしました。

以上ですべて終了となります。ありがとうございました。